

Title	社会生活における人権保障の実現
Sub Title	Zur Verwirklichung des Menschenrechtsschutzes im sozialen Leben
Author	田口, 精一 (Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.11 (1983. 11) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会生活における人権保障の実現

田 口 精 一

- 一、序 言
- 二、権利の保障と法秩序の定立
- 三、権利と義務との関係
- 四、社会生活における人権の実現と調整
- 五、結 語

一、序 言

人権の尊重と保障の実現は、あらゆる社会生活に関する法秩序存立の基礎である。それ故に国家という政治的統治機構においては、もちろんのこと、国による政治的な統一とは関係のない一般社会生活における各人相互間の交渉関係においても、人権の尊重と不可侵の保障は、すべての法秩序の原点となる。⁽¹⁾ そのために生命、身体、自由、財産、名誉など、各人の生活に関する基本的な法益の安全を保護することは、社会の共同生活を構成する万人の共通の願望とみることができる。つ

社会生活における人権保障の実現

まり個人の立場から評価するならば、国という政治的な統治機構は、右のような願望をみたす必要に応じて、その価値が積極的に認められ、反対に、それが各人の生活にとつて障害となるならば、国の存在を消極的にとらえて、各人は国から遠ざかるという結果になる。

(1) 国からの離脱　ところで人権思想は、その生成の歴史的由来からみれば、それは個人の国家からの離脱現象に起因するものであつた。つまり個人主義、自由主義思想は、各人の生活における自主、独立を重視して、その思想的展開の論旨を徹底するならば、それは個人を国から分離させることであり、個人の私生活の範囲は国とは無関係のものであつて、この範囲への国の干渉を否定することを主張した。すなわち個人は国の施策に依存せず、反対にその介入を拒絶して、国との関係を遠ざけることにより、国の統治支配から、各人の独自の生活範囲を隔離することを実践目標としたのである。

従つて、このような個人主義の観点からとらえた自由の観念とは、国の支配から各人の私生活と分離することであり、また自由の不可侵とは国の命令、強制による干渉、侵害に対して、各人の生活の自主性を維持するということである。それ故に公法の法理により憲法を直接の根拠として、人権保障の請求を構成することは、国を相手に国家機関の違法行為による自由の侵害に対抗して、国の行為の取消、排除を主張する場合に初めて意味のあることであつた。このことは、また各人の生存が、国に依存せず、各自の自然の能力によつて維持されるべき自給自足の生活のなかで実現されることを前提条件とす。そして、このような個人が、さらに他人との社会関係を形成する場合には、政治的権力機構である国の介入を受けることなく、各人相互の対等な自主的協力によつて、これが成立するものであるというところに、その価値を認めた。

(2) 国と社会との分離　このように国に対抗して、個人の自主性を尊重しようとする個人主義、自由主義の人権思想は、各人の自由な交渉によつて成立する社会生活の場合と、政治的統一の維持を目標とする国家生活の場合とを区別する⁽²⁾。その結果、社会生活に関する民事法、私法と国家生活に関する公法との区分を根拠にして、人権の保障に関する憲法は公法

であるから、憲法は、もつばら国と国民との間の統治服従関係を規律する法であると認識することになった。それ故に憲法における人権保障の法理は、国からの権力支配に対抗して、個人の自主的な生活領域を防禦⁽³⁾するための自由の法理であるという点に、その特質を求めることができる。これに対して支配服従関係を前提としない民事法の理論は、当事者間の権利・義務に関する諸条件の配分について、その均衡を維持するための衡平の法理とみることができる。このように両者の法理について、その重点の置きどころに相違を認識することができると思えば、これを混同すべきものではない。その理由は、もし両者を混同するとすれば、人権保障の実現に関する正確な法理と法判断を見誤る危険があるからである。そのために各人相互の関係においては、人権の絶対的な主張による妥協の余地のない対立抗争を生じ、これによつて社会は、闘争状態におちいることになるかもしれない。

そこで人権保障に関する憲法上の法理が、各人相互の社会生活関係における問題と関係をもつ場合に、民事法の法理と、どのような関連を形づくることになるのか、僅かながらの考察を試みることにしたい。

(1) 人権、基本権の保障が国家生活関係の範囲のみならず、すべての社会生活関係の基礎となることを宣言した立法例としては、西ドイツ基本法一条二項の規定を指摘することができる。この条項の解釈によつて、憲法は国の組織、作用に関する基礎法ということだけではなくて、さらに広く社会生活一般の基礎法としての理解が導き出されることになる。ただし憲法の民事関係への関連については、周知のように、直接または間接の意見の対立がある。なお人権、基本権が共同生活のすべての法秩序の基本的要素となることについては、次の文献を参照。Konrad Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland (Grundz.) (13. Aufl. 1982) S. 119, Randnummer (Randn.) 293. (阿部照哉ほか訳・西ドイツ憲法綱要(一五〇頁))。

(2) 立憲主義、個人主義、自由主義の思想による社会と国との区分、対立関係については、Ernst Forsthoef, Lehrbuch des Verwaltungsrechts (10. Aufl. 1973) S. 32 ff. 参照。しかしフォン・ストホッフ自身は、現代における社会と国との接近を重視する立場をとる。

(3) 人権、基本権の憲法上の作用の点からみて、それが国家権力に対する防禦権(Abwehrrecht)であることを特質とするという点の指摘については、Hesse, Grundz. S. 118, Randn. 290 ff. (阿部訳一四九頁以下)参照。なお物権が支配権であることの法理を応用して、自由権が防禦権であることを説明するところでは、Eberhard Grabitz, Freiheit und Verfassungsrecht, 1976, S. 7 ff. 参照。

二、権利の保障と法秩序の定立

人権の保障も、法理論としては、通常の法律によつて根拠づけられる法律上の権利の場合と同様に、法と権利との関係に關する理論についての理解を根拠としなければならぬ。

(1) Recht の觀念の両面性 Recht という言葉を翻譯する場合に、法とするか、権利とするか、その選択に困難を感じるように、権利も法も、その本体は同じものである⁽¹⁾。

まず権利 (das subjektive Recht) とは、Recht の実現において、これが各人のものとして各人に帰属し、各人がその主体 (Subjekt) として、これを享有しているところに成立する觀念であるが、つまりそれは、個々の主体としての各人との結合による Recht の主観的な実現の場合をとりえたものである。

これに対して法 (die objektive Rechtsordnung) とは、Recht の社会生活における実現を、個々の主体と結びつけることなく、各人の主観的な恣意によつて左右されることのない秩序として、社会の成員に共通する生活基準の設定と理解するところに成立する觀念であるが、それは Recht の法秩序としての客観的な定立と実現の場合に着目したものである。

Recht の語源が、まづすぐな直線に表現される正しさを意味するように、権利 (Recht) とは各人の行為、主張における正しいことの実現であり、それが法の基準に適合することの認定によつて、各人に権利の帰属が法的効果として認められ、権利として法の保護を受けることができるという結論を導き出す。それ故に法 (Recht) は、各人における正しさ実現の共通基準であり、権利も法も、正しさ (Recht) という同一の起源に由来することに差異はない⁽²⁾。

この法理は、基本的人権の場合にも通用する。人権は、すべての人間において、各人をその享有の主体とし、各人に帰属する基本的な諸権利の包括的な觀念を示すものであるが、それは各人の生存能力と、その社会生活における実現の努力を、

各人相互に承認し尊重すべきことについての社会的な合意を根拠として成立する。つまり各人の生活の努力は、社会生活における最も基本的な正しきの実現であるという社会成員に共通する価値観が、人権思想を支えるものである。これは、さらに社会生活の秩序について、万人が人権を享有することのできる共通の基準としての基本的な法秩序の存立を認識させることになる。³⁾すなわち基本的な人権は、各人についてみれば個々に生活の安全が保持されることによつて実現されることになるが、これを各人共通の生活条件として観察する場合には、社会の法秩序のすべての根底が、この人権尊重の価値観によつて形づくられることを意味するものである。

(2) 基本的人権による法秩序の確立 権利を利益に対する各人の意欲の満足と理解すれば、権利の承認は、あたかも無制限の権利主張を許容するかのように速断されがちであるが、権利は決して各人の恣意的な放縦を肯定することではない。前述のように権利は法の個別的、具体的な実現であるとみれば、権利の享有、主張は、当然に法の存立を前提とする。それ故に人権の承認は、各人の自主的な生活領域に対する侵害の禁止を認識することに外ならない。すなわち各人独自の生活に対する不可侵の尊重が正当なものであるということは、逆にその侵害を不正として、これを規制することに関する社会的合意が、すでに存立していることを証明することになる。

確かに、この合意に基づく社会規範のすべてが、実定法として制定されているわけではない。しかし基本的人権は現実⁴⁾に無制限の行動を各人に許容することではなく、すでに権利の濫用が戒められてきたように、人権の享有については、実定法による規制の背後に、社会規範に関する各人の理性的な認識に基づく制約が存在していることを否定することができない。人権觀念の成立は、権力支配からの解放に起因するものではあるが、社会生活秩序からの離脱までも意味するものではなく、個人は社会生活を無視したとしても、それで各人の恣意的な行為が許されるわけではないのである。

基本的人権は、各人固有のものとして単純に各人の自由な生活態度の決定に、そのすべてが委ねられているのではない。

人権観念の成立は、各人の社会生活に対する理性的な認識についての相互信頼を基礎とする。⁽⁵⁾ それ故に基本的人権は、人権享有の主体である各人によつて構成される社会生活の全領域にわたつて、そこに実現されるすべての法秩序の基本を確定するもの⁽⁶⁾とみることが出来る。もし、この信頼が期待できないものであるとすれば、人権享有の保障は各人相互の信頼を離れて、他の権力主体に依存しなければならないことになるが、それでは人権の自己否定であり、人権の観念が現実⁽⁷⁾に存立し得ないことを意味する。そのため⁽⁸⁾に基本的人権は、すべての社会生活の基礎として各人相互の信頼を根拠に認識されるものでなければならない。

基本的人権の観念を支える個人主義、自由主義の思想は、人間の社会的な本性の観点から考察すると、それは各人を社会から分離し孤立化させてしまうものと誤解され、また、その点が反省されてきた。各人の生存は社会生活を離れては、あり得ない。それ故に個人主義、自由主義も、各人の社会性を否定するものではなく、社会生活の存立の根拠を、各人相互の自主的な合意に求めるものであつた。それ故に個人主義における利己主義、孤立主義の誤解は、社会生活に基づく正しいこと⁽⁹⁾(Recht)の理念によつて、修正の努力が続けられてきたのであり、西ドイツの実例にみられるように、ワイマール憲法以来の伝統を受継ぐ社会的法治国原理の展開は、その実証の一例として指摘することができる。

わが国においても、憲法一二条が、権利、自由の享有に関して各人の責任を明示し、また財産権および、その他の経済的基本権に関しては、公共の福祉による義務づけと制約の可能性を定め、さらに二五条以下に一連の社会権条項を制定している。これらの規定は人権思想の根拠となる個人主義、自由主義の思想が、現在の社会事情のもとで、各人の社会的な相互連帯の思想により、修正が加えられてきたことの変化を示すものと考察することができる。

(1) 基本権の権利としての部面と法秩序としての部面との両面性については、Hesse, Grundz., S. 112 ff., Randn. 279 ff. (阿部訳一四三頁以下参照)。

(2) 田中耕太郎、法律学概論、昭和二八年、三三九頁参照。法、権利が正義の実現であり、特に法が客観的な正義の実現を目標とすることの説明については、Gustav Radbruch, Rechtsphilosophie (4. Aufl. 1950) S. 123 ff., 124, 130. (田中耕太郎訳・法哲学・ラートブルフ著作集第一巻一四七頁)

以下、一四八頁、一五三頁) 参照。

(3) 人權が実定法上の權利となつて實現する場合に、それが直接に施行される法としての意味をもつものであることについては、西ドイツ基本法一条三項の立法例がある。さらにこの点についての要約としては、Hesse, a. a. O. S. 118 ff., Randn. 290 ff. (阿部訳一四九頁以下) 参照。

(4) 日本國憲法一二条をあげるまでもなく、民事法理論として完成された權利濫用禁止の法理は、權利の内在的、本質的な成立要件および限界を示す一般理論として、人權の享有に関する憲法理論においても通用する。

(5) 日本國憲法九七条は基本的人權を國民に対して信託されたものとす。単に個人の恣意によつて処分することのできる私益と違い、各人相互間の相互信頼に基づく信義則と、これに違反する權利濫用の禁止を推論することができる。それ故に人權の個人的な利益をこえて、その根柢に社会的公共性を認識することができる。

(6) Hesse, a. a. O. S. 119, Randn. 293 ff. (阿部訳一五〇頁以下) 参照。

(7) 法治國原理の社会的展開に「*じつじつ*」は、特に Klaus Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. I (1977), S. 682 ff. 参照。また、詳細な解説として Mannz — Dürig — Herzog — Scholz, Grundgesetz, Art. 20, III, Randn. 1 ff., 3, 7, 11, 参照。

三、權利と義務との關係

ところで社会生活における秩序の混乱は、各人の利己的な權利主張に起因するといわれ、その原因は、憲法における自由、權利本位の人權条項にあるという。このことは、すでに現行の日本國憲法に対する改正意見のなかで、しばしば指摘されてきたことであるが、今度の自民黨憲法調査会の中間報告⁽¹⁾でも指摘されている。

(1) 人權宣言としての憲法 立憲主義の憲法における人權思想は、圧政に対する國民の抵抗という革命思想に由来するのであるから、憲法の規定は、人權尊重の新たな政治方針を示す權利宣言の部分に重点がおかれること⁽²⁾になる。しかも憲法による人權保障の目標は、人權の享有が国の権力によつて侵害されることがないようにするために、國家機關の活動を規制することであるから、憲法の規定が國民の權利尊重に傾くことになるのは、当然の結果と言わなければならない。それ故に立憲主義の憲法は、各人の行為を規制して、これを義務づけることではなく、國家権力を憲法の規制のもとにおき、國家権

力の恣意的な濫用を阻止することを目標とする。しかも国民主権の原理によれば、国家権力の源泉は国民にあり、国政は、すべて国民に由来するのであるから、この主権者である国民の人権尊重が国政の中心であり、政治の理念となる。従つて憲法の規定が人権宣言として、人権の尊重と保障に重点をおいて構成されるのは、立憲主義憲法の歴史における当然の結論であつたのである。

(2) 人権保障法としての憲法　しかし憲法は将来への政治綱領を掲げる宣言に止まるものではない。それは、さらに人権の享有と保障に関する法規を定立するものである。⁽³⁾もし憲法の規定が政治綱領に過ぎないものでであるとすれば、人権は非現実的な理念であり、その享有と保障は将来の夢想といふことになつてしまふ。憲法による人権保障は、実際には不十分なものであるとの不満を残しながらも、着実に、これを実現させてきたのであり、さらに、その確実な保障と充実とを求めて努力がなされていることも事実である。つまり憲法は法規として、関係機関を義務づけ、人権侵害を阻止するための法規としての機能を發揮してきたことを無視することができない。すなわち法規としての憲法は、人権の享有、保障に関する諸条件を定め、その維持、実現に必要な法制度、法手続に関する基本事項を確立するものである。⁽⁴⁾従つて立憲主義の憲法が、国民の国家共同生活における自由、権利の尊重、保障を目標にして、これに必要な法規定立の基準を確定することは、権利義務に関する法規としての憲法において、不可欠の要素となるのである。

(3) 国家権力に対抗する権利と各人相互間における義務　①　これまで述べてきたように人権は、本来、国民の側から国の権力作用に対抗して主張されるべき権利である。それ故に真正の人権侵害問題とは、国と国民との間の支配服従関係において考えられることであり、直ちに各人相互間の問題となるものではない。従つて各人相互間において人権問題が発生したとしても、これらの事件は民事事件として、まず直接には当該民事法の規制事項として処理されるべきものである。その理由は、当事者の人権が侵害されたとしても、その原因は、国の権力作用ではなくて、各人相互間における私人の行為によ

るものであるからであるが、もとより国は、これらの侵害行為を、そのままに放任しておいてよいというのではない。もし、ここに処罰の問題があるとすれば、これを刑事法の対象とすることは、もちろんである。また、これらの侵害行為を防止する必要上、国が一般に公の秩序、公共の安全を維持するために活動することになれば、そこには行政法の適用分野が存在する。

確かに憲法は、これらの法規の施行と無関係であるというのではない。しかし憲法は、これらの法規が規制する範囲に入して、直接に各人の行為を規律するものではない。つまり憲法を唯一、直接の根拠にして当事者の法律行為の有効、無効が判定されるわけではなく、また有罪、無罪の結論が導き出されるものでもない。憲法が直接に規制の対象としているのは、民事、刑事、行政の各作用を担当する国家机关の権限である。すなわち憲法は人権保障条項を通じて、国家机关が各人の自由、権利に介入しうる範囲、限度、手続などに関する基本的事項を確定するのであるから、憲法における国民の自由、権利の保障は国家机关に対抗するものである。それ故に各人が憲法に基づいて人権保障の主張を展開することは、行政庁、裁判所などの国家机关に対して、その権限行使の違憲を理由になされるところに意味がある。

このように各人の自由が人権として憲法上、最大限の尊重が認められるのは、あくまでも各人の国に対する関係においてであつて、各人相互間の社会生活関係においてではない。すなわち立憲主義の憲法における人権宣言は、国と国民との支配服従関係において、国民が国に対し、各人の自主性の不可侵を権利として主張し、国の承認を獲得したものである。従つて、国が各人の自由、権利に対し、その尊重と保障を実現することが、まず第一の実践目標となる。

② ところで各人の人権主張が、国を相手として国と国民との間に於いてなされる限り、各人相互の関係において、人権主張の対立、競合ということは発生する余地はない。しかし人権の最大限の尊重と不可侵の主張を各人相互間において対立させるといふことになる、それは、妥協、和解の余地のない抗争状態となる。それ故に、各人相互の社会生活関係におい

て人権の享有は、権利主張として相手方に迫ることよりも、まず相互に人権の享有に関する各人の生活範囲を認め合い、その不可侵の義務を誠実に遵守すること⁽⁶⁾でなければならぬ。国民と国との関係においては、国民の側の不可侵の基本的人権であつても、各人相互の関係では、相互に各人の人権を尊重すべき義務が認識されなければならないことになる。

各人相互の関係においては、何人も他人に優越して、他人を支配する地位にあるわけではない。現実には各人に能力の格差があるとしても、これを根拠に、法制度上、他人を自己の支配下に実力で服従させる権能が認められるものでもない。各人を支配し、必要とあれば命令、強制の方法によつて、これに服従させることができるのは、国の統治作用としてなされる場合だけであるが、これが成立しうるのは、事実上の実力に基づくものではなくて、もちろん法制度として認められた限度においてである。それ故に、各人相互の関係において、他人に対する実力支配ということは、現行法制上は認められず、もし現実に、これがあるとすれば、それは暴力支配であり、法律上も、事実上も否定されなければならないことである。

このように各人相互間の社会生活関係において、当事者間の拘束は、その合意を根拠として成立する。すなわち各人の社会的生存を認識する限り、各人の自主的な生活活動の能力が相互に認められるべきものであり、ここに人権に関する社会共通の確信を求めることができる。それ故に社会生活においては、人権に関する権利意識が、人権を尊重、擁護するための義務意識を伴うことになるが、この点についての理解を欠くと、人権の主張は利己的な権利亡者の反道義的な主張に墮落する⁽⁷⁾。現行憲法が権利本位に傾き過ぎるという批判は、この点をとらえたものであると理解することができるが、それは立憲主義の権利宣言に対する批判というよりも、人権の觀念の各人相互関係における無分別な拡大に対する警告とみるべきものである。その意味で、ワイマール憲法が、基本権は社会生活上、義務を伴うことを明記したことは、立法例として、現在でも注目すべき意義を残しているものといふことができる。

(1) 林修三監修、自民党憲法調査会中間報告、憲法見直し作業の視点、一一八頁、一五五頁以下参照。権利と義務の不均衡ということは、すでに内閣憲法調査会の報告書でも指摘されていたが、国民の基本的義務の具体的な定立は、憲法の段階でなされるよりも、通常の法律において制定されるべきもの

である。

- (2) 阿部・池田編、憲法(2)(新版)、一四頁以下、五八頁以下、六三頁参照。
- (3) 基本的人権が、また客観的な法秩序の基礎となる点については、Hesse, Grundz., S. 118 ff., Randn. 290 ff. (阿部訳一四九頁以下) 参照。
- (4) Hesse, a. a. O. S. 119, Randn. 293 (阿部訳一五〇頁) 参照。
- (5) Hesse, a. a. O. S. 116, Randn. 287, S. 118, Randn. 291 (阿部訳一四七頁、一五〇頁) 参照。
- (6) 国民の基本的義務についての最近の検討として注目されるのは、西ドイツの例ではあるが、一九八二年度の国法学会における第一課題の報告がある (VVDStRL, H. 41)。
- (7) 権利と義務との関係について、権利主張が正しいこと (Recht) を主張すべき義務に転化することを説明するものとして、Radbruch, Rechtsphilosophie, S. 139 f. (田中耕太郎訳一六六頁以下) 参照。

四、社会生活における人権の実現と調整

各人相互間の社会生活関係における人権の保障は、国と国民との支配服従関係の場合と異なり、単純に人権の不可侵と侵害に対する消極的な防禦権の法理のみでは、解決の道を求めることができない⁽¹⁾。その理由は、社会関係では、すべての当事者、関係者が基本的人権の享有の主体であり、同等に人権の保障を受けるべき地位にあるからである。それ故に一方の当事者の主張のみを採用するわけにはいかない。つまり一方の当事者の人権のみを保護することは、他方の当事者の自由、権利を無視し、これを侵害することになるおそれがあるからである。そのため人権の第三者効力を、一面的な思考で、各人相互の關係に直接に導入することは、不公平な結果を招来する危険があるのである。このような考慮によつて、周知のように、直接的な第三者効力説には賛成がなされなかつた⁽³⁾。

しかし基本的人権を保護することは、もちろん国の義務である。すなわち人権として認められるべき各種の法益が、他人によつて侵害されることがないように擁護することは、人権に対応して成立する国側の義務であり、これをどのようにして

履行し、確実に実現すべきかの判断は、各国家機関の権限に伴う裁量による。⁽⁴⁾ただし、その裁量は、人権に対する最大限の尊重、保障を目標とするものであるから、機関担当者の自由な決定に白紙委任されたものではなく、結局は、憲法の基準に適合するものでなければならない。

そこで社会生活全般については、まず社会目的の観点から、公の秩序、公共の安全を維持することにより、各人の人権享有に關する生活の安全を保護することであるが、それは国の社会目的に關する行政作用であり、その目的達成に必要な命令、強制の権能は警察の権限に属する。このような権力作用の本体が他人を制圧する実力であるにもかかわらず、その存在が法制度のもとで正当化される理由は、各人の人権の安全を保障することを目標とする方法、手段であるからである。それ故に、この目標から外れれば、警察権の行使は違法となるのであるから、人権の尊重は、警察権存立の正当性の根拠と、その行使の限界を憲法の段階において定立したことになるのである。

次に各人相互の民事關係において、その具体的な実現は、まず当事者の自由な選択による契約と、当事者間の私的自治⁽⁵⁾によつて法律關係が形成され、維持されるべきものであり、当事者の契約締結に対する積極的な努力に期待しなければならぬ。この場合に当事者間の権利義務關係を保護し、これを確実にするために、公正な私法秩序に關する法制度を必要とするが、それは、まず第一に民事法制に關する法律の制定によらなければならない。⁽⁶⁾民事法の維持と、その具体的な実現は、法目的の作用として、裁判所の民事司法における裁判権に属することは、もちろんであるが、この場各に裁判機関は、憲法の基準に即して法律を解釈、適用し、民事法規の規定を主観的に歪曲することがあつてはならない。この意味で憲法における人権の保障は、また裁判権の行使に關する法秩序を、憲法の段階において根拠づけたことになる。

もつとも民事關係における自由、権利の保障は、そのすべてが当事者の私的自治と裁判機関の活動に委ねられているわけではなく、このほかに民事法制の維持に關する法務行政の作用を無視することができない。この場合、行政は、国民の自

由、権利を制限することだけではなく、かえつて当事者間の法律関係を公正に確保し、他からの妨害に対して保護するため、後見的な機能をも果すことになる。しかも、この法務行政の作用も、国民の自由、権利に関する事項であるから、この場合においても法律の制定が必要になるが、憲法における人権の保障は、この点に關しても、法律の制定、解釈、執行についての客観的な基準と法秩序を形成するものである。

各人相互間における人権主張の対立に關し、最も困難な問題を提供しているのは、經濟の領域である。勞資の対立、私有財産の義務づけについて、すでにワイマール憲法の立法例が示すように、人権保障の要求は、國家機關の權力行使を対象として、これを抑制するだけではなく、經濟關係における企業の影響に対しても、個人的自由、権利の保護を重視しなければならぬ。その理由は、各人相互間における經濟活動の自由については、もはや、その自律的な調整力と經濟秩序の回復力が失われて、国による經濟の計画的な調整により、企業に対する規制がさけられなくなつたからである。このような經濟情勢のもとでは、各人に対する企業活動の影響は、国の公權力による場合と現実には變りなく、基本的人権の享有に必要な最少限度の保障さえも脅かす状態にあるのである。

もとより人権の保障は、国の政治權力に対抗する範圍だけに限定されるのではなく、さらに經濟生活の分野における人権の保障は、国と国民との支配服従關係に限定されるものでもない。この場合、憲法による人権の保障は、民間企業に対する關係においても、なお一層、その重要さを増大している。政治的な自由の観点から、人権は国の政治的支配權力に対抗する防禦權として、自由の不可侵を重視するものであつたが、經濟的な生存の観点からは、各人の生存に必要な諸条件の公平な配分が重要となる。人権の第三者効力に關して各人相互間における対立の調整は、憲法の運営に關する現代的な課題として、特に經濟の分野に重点が移されることになるが、しかし、自由の不可侵とその保障に關する法治國原理の集大成に比較して、まだ、そのまゝつた理論体系の形成がなされてきたわけではない。もつとも労働法の分野では、すでに、その成果

をあげてきたことは事実であるが、労資相互の安定した法秩序、法關係が確立したとは、まだ断言できない事情である。憲法における人権保障の宣言は、このような新たな情勢のもとにおいても、経済的な均衡の維持、回復について、憲法上の基本方針を定立することになる。

- (1) Hesse, Grundz., S. 112 ff., Randn. 279 ff. (阿部訳一四三頁以下) 参照。
- (2) Hesse, a. a. O. S. 141, Randn. 354. (阿部訳一八四頁) 参照。
- (3) 私人相互間における第三者効力については、青部信喜、憲法Ⅱ人権(1)三九頁以下。また直接適用説の問題については、五八頁以下、七〇頁以下参照。
- (4) Hesse, a. a. O. S. 139, Randn. 350 (阿部訳一八一頁) 参照。
- (5) Hesse, a. a. O. S. 142, Randn. 356 (阿部訳一八五頁) 参照。
- (6) Hesse, a. a. O. S. 142, Randn. 355 (阿部訳一八四頁) 参照。
- (7) Hesse, a. a. O. S. 142 f., Randn. 357 (阿部訳一八五頁) 参照。

五、結 語

個人主義、自由主義の思想による人権思想は、各人相互の社会生活においては、各人の自由競争へと駆りたてた。確かに、これによつて社会、経済の発展は目覚ましいものがあつた。しかし、この自由は、各人の利己的な権利主張の競争、対立を激化させるのみで、生活の安全を脅かされることになる。自由は、能力者には無限の発展の可能性を保障することにはなつても、弱者には優勝劣敗の必然による生活の脅威となる。社会生活における人権の保障は、一面的な自由放任のみではなくて、社会生活における各人共存の維持であり、社会全般にわたる生活の安全の保障でなければならない。現代の人権保障は、その意味で、各人の人権享有にともなう社会的な責任を重視するものである。それ故に日本国憲法一二条の義務、責任は、人権の価値を根拠づける本質的な内容を示すものとして、重要な意義をもつものと理解すべきである。